

高岡市こどもとおでかけ事業における企画・運營業務委託仕様書

1 業務名

高岡市こどもとおでかけ事業における企画・運營業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和6年8月31日（土）まで

3 適用範囲

本仕様書は、高岡市（以下、「発注者」という。）が発注する委託業務を受注したもの（以下、「受注者」という。）が順守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

4 業務の指示及び監督

受注者は本業務の実施にあたり、当該契約に基づき発注者と密接に連絡を取り、その指示に従うこと。

5 業務目的

富山県内の小学生と保護者が公共交通を使って、市内を楽しくおでかけする機会を提供することで、公共交通の乗り方や魅力、利便性を体験し、生活のシーンに応じて、環境に優しい公共交通を上手く使うことのできる人間育成と公共交通の利用促進につなげることを目的とする。

6 委託業務の内容

富山県内の全市町村と交通事業者が連携して実施する「こどもとおでかけきっぷ」（詳細はプロポーザル実施要領別紙1のとおり）の効果促進策として、市内を走る公共交通や地域資源等を活用して、県内の小学生と保護者が市内各所を周遊する「高岡市こどもとおでかけ事業」の企画とその運営を行う。

(1) 「高岡市こどもとおでかけ事業」の企画

- ア 企画名称及び事業内容については、富山県内の小学生とその保護者を対象に、ゲーム性を持たせて、市内の公共交通を使って市内の公共施設や商業施設、飲食店等を周遊するものとし、集客効果が期待できる企画とすること。
- イ 市内を運行する公共交通を利用した企画とすること。
- ウ 小学生が参加する事業であることを考慮し、安全性に配慮した内容とすること。
- エ 企画は「こどもとおでかけ事業」の実施期間中、いつでも参加ができる内容とすること。

(2) 事業の周知に用いるポスター及びチラシデザインの作成

- ア 県内の小学生に事業の周知を図るためのポスター及びチラシデザインを作成し、PDF

データにて納品すること。

イ 本事業は（一財）自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業の採択を受けていることから、デザインには、（一財）自治総合センターが定める「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠する広報表示を行うこと。

ウ 市内の公共交通の乗り方を小学生に案内するため、デザインに「高岡市公共交通乗り方ガイドブック（乗ってみよう公共交通）」のQRコードを入れること。

エ デザイン作成にあたり、第三者（発注者及び受注者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。

オ 作成したデザインについて、著作権等を市に譲渡できない図や写真、文章等を使用する場合は、納品までに市に申し入れを行い、了解を得ること。

(3) 関係機関との各種調整

事業実施のために必要となる公共施設や商業施設、飲食店等への協力依頼や許可申請等の手続きを行うこと。

7 業務スケジュール（予定）

業務内容	時期
市ホームページ掲載	令和6年4月17日（水）
質問の提出	令和6年4月17日（水）～24日（水）
質問に対する回答	令和6年4月25日（木）まで
提案書の提出	令和6年4月17日（水）～5月13日（月）
審査会（予定）	令和6年5月17日（金）13:30～
審査結果通知の発送	令和6年5月20日（月）
契約手続	令和6年5月21日（火）
事業内容に係る市との打ち合わせ	契約締結日～令和6年6月下旬
事業の周知	令和6年7月上旬～中旬
事業の実施	令和6年7月下旬～8月下旬（予定）

また、本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、都度、発注者と協議し、その指示に従うこと。